

外でも代表電話(BIGLOBEフォン・ビジネス) 利用規約

第1章 総 則

第1条 (規約の適用)

ビッグロブ株式会社(以下「当社」といいます。)は、関連契約事業者(後記第3条第3号に定義します。)が提供するIP電話基盤を利用して提供する「外でも代表電話(BIGLOBEフォン・ビジネス)」サービス(後記第3条第7号において「本サービス」と定義し、以下同様とします。)の利用に関し、当社所定の申し込み手続きを完了し利用契約(後記第3条第1号に定義し、以下同様とします。)が成立した法人に対し、以下のとおり「外でも代表電話(BIGLOBEフォン・ビジネス) サービス利用規約」(以下「この規約」といいます。)を定めます。

- 2 本サービスは、当社が別途定める「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」(「会員規約」といいます。)のオプションサービスとして提供されるものであり、本サービスの提供に関する条件につき、この規約に定めのない事項に関しては、会員規約の規定が適用されるものとします。この規約と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この規約が優先します。なお、会員規約において定義された用語の意味は、この規約においても同一の意味を有するものとします。
- 3 本サービスの提供に係る条件の詳細については、この規約に定めるものを除き会員規約の規定が適用されるものとします。この規約と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この規約が優先して適用されます。
- 4 当社が契約者に通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意等(以下「説明等」といい、当社所定のウェブページ等に掲載することを含みます。)は、この規約の一部を構成するものとします。この規約と説明等との内容が異なる場合には、この規約の内容が優先して適用されます。
- 5 契約者は、この規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は、一定の予告期間において当社所定の方法により契約者に通知することにより、この規約を随時変更することができるものとします。この場合、当該予告期間に、第24条に基づく利用契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、当該変更につき契約者による承諾があったものとみなします。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規約の変更の効力発生時において成立している利用契約の契約者に対して実質的な影響を及ぼさないと当社が判断するこの規約の変更については、当社は、前項に定める通知をすることなく、行うことができるものとします。

第3条 (用語の定義)

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)利用契約	本サービスを利用するための契約をいい、第5条に基づく申し込みを第6条に従い当社が承諾することによりその申込者と当社の間で成立します
(2)契約者	当社との間に利用契約が成立している法人
(3)関連契約事業者	当社と本サービスの提供に関する契約を締結している電気通信事業者であるブロードソフト・ジャパン株式会社
(4)卸電気通信役務	関連契約事業者がIPデータ通信網サービスとして提供する音声通信サービス
(5) 本サービス	当社が卸電気通信役務を利用して契約者に対して提供する「外でも代表電話(BIGLOBEフォン・ビジネス)」サービスと称するIP電話転送サービス
(6) 付帯サービス	本サービスを利用するために必要なクラウド環境内サーバ構

	築等のサービス
(7)IP 網	インターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回路設備
(8)利用回線	当社および他社提供するインターネット接続サービスに係わる契約者が利用するインターネット接続用回線
(9)消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額
(10) ユニバーサルサービス	電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報（110 番・118 番・119 番）の電話サービス等の基礎的電気通信役務
(11) ユニバーサルサービス料金	当社が提供するユニバーサルサービスに関して、ユニバーサルサービス提供の確保のため必要な費用として、その使用している電話番号の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である社団法人電気通信事業者協会を通じて、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます。）および西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます。）に支払う負担金をいい、当社がユニバーサルサービスを利用される会員から別途当社が定める方法および額にて徴収させていただく料金
(12)料金等	本サービスの提供に関する料金、ユニバーサルサービス料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額

第2章 利用契約

第 4 条（利用契約の成立）

利用契約の申込は、この規約に同意のうえ当社所定の方法により行うものとします。（利用契約の申込をする法人を、以下「申込者」といいます。）利用契約は、当社が申込者から受けた申込を承諾したときに、当社とかかる申込者との間に成立するものとします。

- 2 当社は、次の各号の何れかの場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、利用契約成立後であっても、次の各号の何れかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて当該各号の何れかに該当する契約者に通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。ただし、次の第 2 号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、当該期間内に是正されないときに、当社所定の方法にて通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 利用契約の申込時に虚偽の事項を当社に通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、料金等の支払を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用等により利用契約もしくは当社が提供する本サービス以外のサービスに係る契約が解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する本サービス以外のサービスの利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) その他利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第 5 条（契約事項の変更等）

契約者は、第 4 条第 1 項に定める利用契約の申込のときに当社に申告した情報に変更がある場合、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届けるものとします。一旦かかる変更を届け出た情報について更に変更がある場合も同様とします。

- 2 前項の届け出を怠ったことにより、本サービスのご利用ができない等、契約者または第三者に生じる損害その他不利益について、当社は何ら責任を負いません。
- 3 契約者は、第1項の届け出を怠った場合に、当社からの通知が不達となっても、届け出先に通常到達すべき時に到達したとみなされることをあらかじめ異議なく承認します。

第6条（権利の譲渡）

契約者は、利用契約上の地位または利用契約により生じる契約者の権利（本サービスの提供を受ける権利を含みます）もしくは義務を第三者に譲渡、売買、承継、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

第3章 サービスの提供

第7条（本サービスの内容）

当社は、契約者に対し、この規約およびこの規約に基づき契約者に対して通知する内容に従って以下の各号に掲げる法人向け音声通信転送サービスを本サービスとして提供します。

(1) 契約者内部音声通信転送サービス（内線電話機能）

本サービスで提供する端末を利用した契約者の配下にいる利用者間における音声通信転送サービス

(2) 電話網等音声通信転送サービス（外線電話機能）

イ 関連契約事業者が相互接続に関して、協定をとりかわしている他社の音声通信サービスの加入者と契約者の配下にいる利用者との音声通信転送サービス

ロ 契約者の利用回線から、関連契約事業者が協定をとりかわしている電気通信事業者の電話サービスの加入者への音声通信転送サービス

- 2 本サービスを利用して行われた通話は、他の電気通信事業者が提供する割引サービスの適用対象にはなりません。

第8条（再販）

契約者は契約者の顧客に対し、当社が承認した場合に限り、契約者の責任において、本サービスを再販することができるものとします。なお、契約者は、本サービスを再販するにあたっては、電気通信事業法第16条第1項の手続きその他法令に基づく手続きが必要とされる場合は、当該手続きを行わなければなりません。

- 2 前項の場合において、契約者は、事前に当社の承諾を得ることなく、契約者の顧客に対し、さらにその顧客に対し、本サービスを再々販させることはできないものとします。
- 3 利用契約が終了した場合、契約者と契約者との顧客との間の本サービスの再販に関する契約は当然に終了するものとします。
- 4 契約者は、本条第1項に定める当社の承認を得て、本サービスを契約者の顧客に再販する場合、この規約に基づき契約者が負うのと同等の義務を当該契約者の顧客に遵守させなければならず、当該契約者の顧客の行為について一切の責任を負うものとします。
- 5 本サービスの再販にあたって契約者と契約者の顧客その他の第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第9条（本サービスの利用環境の確保）

契約者は、本サービスの利用にあたり、自己の費用および責任において、次の各号に定める事項を履行しなければなりません。

- (1) 本サービスの利用に用いる端末機器を取得し、利用契約が有効である期間中においてこれを保持すること。
- (2) 契約者の配下にいる利用者（以下「本利用者」といいます。）に対し、当社所定のウェブサイトまたはサービスを利用して本サービスの利用に必要な当社所定の Android・iOS アプリ及び Windows 向けソフトウェアを前号所定の端末機器にダウンロードおよびインストールさせること。
- (3) 本利用者に前号のアプリ及びソフトウェアを実行させうえて、当社所定の実行画面上で、次条に従い当社から、または契約者を通じて本利用者に付与されるログイン ID およびパスワードを入力させ、本サービス

の利用に必要な環境設定を行わせること。

- 2 契約者は、利用契約が理由のいかんを問わず終了した場合は、すべての本利用者に対し、前項第2号によりダウンロードおよびインストールしたアプリ及びソフトウェアを直ちにアンインストールさせなければなりません。
- 3 契約者は、第1項第2号に定めるアプリ及びソフトウェアを最新のものにアップデートする旨の指示を受けた場合には、直ちにこの指示に従い、アップデートを完了させなければなりません。なお、かかるアップデートを完了させなかった場合、本サービスを正常に利用できないことがあります。

第10条（ログインIDおよびパスワードの付与）

当社は契約者に対し、利用契約成立後の当社所定の期間内に、本サービスの利用に必要なものとなる、利用者の管理等を行うためのログインIDおよびパスワードを付与します。（かかる付与のあったログインIDおよびパスワードを併せて以下、「ID等」といいます。）

- 2 契約者は、ID等を、第三者に使用させ、または売買、譲渡もしくは貸与等してはなりません。
- 3 ID等の管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切責任を負いません。
- 4 ID等が利用されたときには、実際の利用者が誰であるかにかかわらず、その付与を受けた契約者自身による利用とみなされ、その契約者は、そのID等による本サービスの利用に係る料金等を負担しなければなりません。

第11条（電話番号の付与）

当社は、利用契約成立後の当社所定の期間内に、契約者に対して、本サービスの利用に必要な電話番号（以下「IP電話番号」といいます。）を、契約者または契約者が再販する契約者の顧客の登記住所情報に基づき付与します。

- 2 前項に基づき付与した電話番号が地域局番に紐づく場合において、契約者もしくは契約者が再販する契約者の顧客が住所変更を行ったときは、当該付与した電話番号も当該住所変更後の地域局番に紐づく電話番号に変更されるものとします。

第12条（通話の発信）

契約者は、以下の各号に定める場合においては、本サービスによる発信ができないことをあらかじめ同意します。

- (1) ポケベル等に着信させる場合。
- (2) 110, 119などの緊急電話に代表される3桁番号のサービスを利用する場合。
- (3) 0990等の高度電話サービスを利用する場合。
- 2 当社は、契約者が第1項各号の番号に発信できないことにより被った損害その他不利益および第8条3項に規定するアップデートを契約者が完了させなかったことが原因で本サービスが正常に利用できなかったことにより被った損害その他不利益に関して、一切責任を負いません。なお、かかる損害その他不利益には、契約者が本サービスに代わりに利用した一般加入電話サービスその他電話サービスの通話料等の相当額を含みます。

第4章 料 金 等

第13条（料金等）

本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料金、その他の料金等は、当社が別途定めるサービス料金表（以下「サービス料金表」といいます。）のとおりとします。

- 2 当社は、契約者の承諾なしにサービス料金表の内容を改定することができるものとします。かかる改定にあたっては、第2条第1項の規定が適用されるものとします。

第14条（サービス料金の計算方法）

当社は、本サービスの料金について、この規約に別段の定めがある場合を除いて毎月所定の締め日（以下、「締め日」といいます。）にて、サービス料金表の規定に従い月額計算したうえ、この締め日が属する料金月の料金を請求します。

- 2 基本料金の計算については、次のとおりとします。
 - (1) 基本料金は、毎月末日を締め日とし、サービス料金表の規定に従い月額計算します。
 - (2) 利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合、この利用契約が終了した月の月末までの基本料

金を支払わなければなりません。

- (3) 契約者は、契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の基本料金の全額を支払わなければなりません。ただし、第27条第2項に定める場合はこの限りではありません。
- 3 通話料の計算については、次のとおりとします。
- (1) 通話料は、毎月末日を締め日として、当社が測定した通話時間とサービス料金表の規定に従い月額計算します。
 - (2) 相互に本サービスを利用して行われる契約者間の通話については、通話料はかかりません。
 - (3) 当社の機器の故障等により通話時間を正しく測定することができなかった場合、契約者は、サービス料金表の規定に従い算定した料金額の支払を要します。この場合において特別の事情があるときは、当社は契約者と協議し、その事情を斟酌します。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金計算の起算日、締め日を変更することがあります。

第15条（ユニバーサルサービス料金の計算方法）

当社は、本サービスに関するユニバーサルサービス料金について、この規約に別段の定めがある場合を除いて毎月所定の締め日（以下、「締め日」といいます。）にて、サービス料金表の規定に従い月額計算したうえ、この締め日が属する料金月のユニバーサルサービス料金を請求します。

- 2 ユニバーサルサービス料金の計算については、次のとおりとします。
- (1) ユニバーサルサービス料金は、毎月末日を締め日とし、サービス料金表の規定に従い月額計算します。なお、利用契約の開始月においても、ユニバーサルサービス料金を負担していただきます。
 - (2) 利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合、この利用契約が終了した月の月末までのユニバーサルサービス料金を支払わなければなりません。
 - (3) 契約者は、契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約期間中のユニバーサルサービス料金の全額を支払わなければなりません。ただし、第26条第2項に定める場合はこの限りではありません。

第16条（料金等の支払方法）

利用者は、本サービスの料金を、会員規約の料金の支払いに関する規定に従い、当社に支払うものとします。

第5章 契約者の義務

第17条（禁止事項）

契約者は、次の各号に定めるいずれの行為もしてはならず本利用者にさせてはなりません。当社は、契約者または本利用者が次のいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合、契約者への事前通知または催告なしに、直ちにその契約者に対する本サービスの提供を停止し、または第21条に従い契約者資格の取り消しをすることができます。この場合において契約者に損害その他不利益が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 第三者もしくは当社の著作権もしくはその他の権利を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- (3) 上記(1)および(2)のほか、第三者もしくは当社に不利益または損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (4) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的（有償、無償を問わない。）とする行為。
- (5) IP電話番号およびID等を不正に使用する行為。
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。

- (7) 本サービスの利用により、契約者がアクセス可能となった当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (8) 故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為。
- (9) 故意に多数の不完了呼を発生させるまたは連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為。
- (10) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用い、商業的宣伝もしくは勧誘の通信をする行為または商業的宣伝もしくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為。
- (11) 自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感もしくは畏怖の念を抱くまたはそのおそれのある通信をする行為。
- (12) 第三者もしくは当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスの品質等を低下させるような行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、または本サービスの運営を妨げる行為その他当社の信頼を損なうような行為。
- (13) 本サービスを直接または間接に利用する者の利用に対し、重大な支障を与える態様において本サービスを利用する行為。
- (14) その他、法令もしくは公序良俗に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (15) その他、当社が不適切と判断する行為。

第18条（自己責任の原則）

契約者は、前条所定の行為に該当する契約者または本利用者の行為によって当社および第三者に損害その他不利益が生じた場合、損害賠償責任等すべての法的責任を負い、当社に一切迷惑をかけないようにします。この場合において、当社が徴収すべき料金等がある場合には、契約者は、当社に対し直ちに支払わなければなりません。利用契約が解除または解約等により終了した後であっても、同様とします。

第19条（著作権等）

契約者は、本サービスに関して当社が契約者に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じ。）に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の権利が、当社または当社に対してこの情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

- 2 契約者は、本サービスに関して当社から提供される情報を自己による本サービスの私的使用の目的にのみ使用しなければならず、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載をしたり、その私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および本利用者その他の第三者をして行わせてはなりません。
- 3 本条の規定に違反する行為をしたことに起因して紛争が発生した場合、契約者は、自己の費用と責任において、この紛争を解決するとともに、いかなる場合においても当社を免責し、当社に一切の損害および迷惑が生じないようにします。

第20条（知的財産権および成果物の帰属）

本サービスの利用期間中に、契約者がアンケートにより当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含みます。）その他の知的財産権はすべて当社に帰属し、また、契約者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使してはなりません。

第6章 利用の制限、中止および停止

第21条（契約者資格の中断・取り消し）

契約者が以下の各号のいずれかに定める事項に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちにその契約者の契約者資格を中断または取り消すことができます。また、契約者資格が取り消された場合、その契約者は、当社に対する債務の全額を直ちに支払わなければなりません。また、当社は、既に支払われた料金等の払い戻し義務を一切負いません。

- (1) 利用契約の申し込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (2) 第 18 条（禁止事項）で禁止している事項に該当する行為をした場合。
 - (3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行が 1 回でもあった場合。
 - (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
 - (5) 金融機関または契約者が指定した銀行口座の名義人による利用停止処分等を含むその他の事由により、契約者が指定した銀行口座が料金等の決済手段として利用できないことが判明した場合。
 - (6) その他、この規約に違反した場合。
 - (7) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合。
- 2 当社は、前項に基づく契約者資格の中止または取り消しにより、契約者または第三者が被ったいかなる損害その他不利益についても、責任を負いません。

第 22 条（本サービスの中止・中断）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの運営を中止中断できるものとします。

- (1) 本サービスのシステムの保守を定期的または緊急に行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) 政府機関の規制、命令により、または関連契約事業者の責めにより、本サービスの提供ができなくなった場合。
 - (4) その他、当社が、本サービスの運営上、中止中断が必要と判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの運営を中止中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本サービスの中止中断などの発生により、契約者または第三者が被ったいかなる損害その他不利益についても、責任を負いません。

第 7 章 契 約 の 解 除

第 23 条（最低利用期間、契約者が行う契約の解除等）

本サービスについては、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、契約者による本サービスの課金開始日から起算して 1 年間とします。
- 3 契約者の責に帰すべき事由により、または契約者の都合により、前項に定める最低利用期間内に利用契約が解除または解約された場合、契約者は、最低利用期間の残余の期間に対応する料金等に相当する金額を、当社が別に定める方法および支払期日に従い、当社に一括して支払うものとします。
- 4 契約者は、第 2 項所定の最低利用期間経過後は、利用契約を解除しようとするときは、解除を希望する日（ただし、当社の営業日に限るものとし、また、各暦月の末日その他当社が特に指定する日を除きます。）の 2 ヶ月前までに当社所定の方法によりその旨を当社に通知することにより、当該解約希望日をもって利用契約を解除することができます。
- 5 前項の場合において、その利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第 24 条（当社が行う契約の解除等）

当社は、第 21 条の規定により契約者資格の取り消しをした場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除することができます。

- 2 前項のほか、当社は、次の各号に定める場合には、利用契約を解除できるものとします。
 - (1) 契約者が会員規約に基づく契約を解除した場合
 - (2) 契約者が会員規約に基づく BIGLOBE サービスを利用停止となった場合
- 3 前 2 項により利用契約が解除された場合には、契約者は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに当社に支払わなければなりません。

第8章 責任

第25条（責任の制限）

契約者は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては、当社が本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについてあらかじめ了承します。

- 2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスによるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、契約者の損害賠償請求に応じます。ただし、契約者がかかる損害の発生から3ヶ月以内に当社に対してその賠償請求をしなかった場合は、当社は、かかる賠償請求に応じることを要しないものとします。
- 3 前項の場合における損害賠償額の範囲は、前項に定める本サービスの不提供に起因して契約者に現実に発生した直接かつ通常の損害を限度とし、かつ、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に、これに相当する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は次項で規定する料金相当額を越えない範囲とします。
- 4 前項における料金相当額は、本サービスが全く利用できない状態が連続した時間について、24時間ごとに計算し（24時間に満たない時間については切り捨てます。）、その時間に対応する本サービスに係わる次の料金の合計額とします。
 - (1) サービス料金表に規定する基本料金
 - (2) 通話料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6カ月の1日当たりの本サービスの平均通話料（前6カ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）（注）上記(2)の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通話料とします。
- 5 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負いません。
- 6 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、本条第2項乃至第4項の規定は適用しません。

第26条（免責事項）

本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて送受信、交換、蓄積される情報データ等の流出もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した契約者または第三者の損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

- 2 利用回線の切断、接続や設定の契約者による過誤、故意等により、契約者自ら契約している電話会社を使った等の原因により、通常の電話会社の通話サービス料金が発生した場合においても、当社はこの料金を負担しません。
- 3 契約者が準備する利用環境による通話品質の劣化が原因で、契約者または第三者が被った損害その他不利益については、当社は一切責任を負いません。
- 4 当社は、本サービスの内容、および第9条第1項第2号に定めるアプリについて、その完全性、正確性、確実性、有用性等に関する保証を含め、いかなる保証も行いません。
- 5 当社は、契約者が使用するいかなる端末機器およびソフトウェアについて一切動作保証は行いません。
- 6 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負いません。

第27条（通話品質の保証）

本サービスの通話品質は契約者の端末機器および契約者が当社の設備への接続に用いる通信回線の通信速度（接続回線、バックボーン回線を含みます。）等に影響されます。当社は本サービスにおける通話品質に関しては、

理由の如何を問わず一切保証いたしません。

- 2 契約者が本サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じられた場合、当社にその旨を速やかにご連絡下さい。
- 3 当社が前項に定める連絡を受けた場合、当社の設備に関する障害の有無について検査を行い、当社が当社の設備に障害を発見した場合は速やかにこれを修補するよう努めます。

第9章 雑則

第28条（本サービスの変更、追加または廃止等）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第2条第1項の規定を準用するものとします。

- 2 本サービスの提供に係る当社関連契約事業者との契約が終了した場合は、利用契約もかかる終了と同時に終了します。
- 3 当社は、第1項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加もしくは廃止、または第2項による利用契約の終了に起因して契約者または第三者に損害その他不利益が生じても、何ら責任を負いません。

第29条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な場合、本サービスの提供に係る業務の一部を、当社の指定に係る第三者に委託することができるものとします。

第30条（秘密情報および個人情報の取り扱い）

当社および本サービス利用者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および以下の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 2. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 3. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 4. 本利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 5. 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前項の定めにかかわらず、当社および本サービス利用者は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、当社および本サービス利用者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
 - 3 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、関連契約事業者および当社の業務委託先に対して必要な範囲で、本サービス利用者から書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は関連契約事業者および業務委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

附 則

この規約は、平成29年9月14日から実施します。